○関東地方整備局告示第四百十九号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、平成二十五年九月十七日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき告示する。

平成二十五年十月四日

関東地方整備局長　深澤　淳志

認定更新番号表

（平成25年９月17日）

製造業者名	浄化槽名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
㈱アクア代表取締役社長　大高　寛	AMC―14型	3―08―H―017	3―13K―H―001
アクア浄化槽	―18型	3―08―H―018	3―13K―H―002
〃	―21型	〃　―1	〃　―1
〃	―25型	〃　―2	〃　―2
〃	―30型	〃　―3	〃　―3
〃	―35型	3―08―H―019	3―13K―H―003
〃	―40型	〃　―1	〃　―1
〃	―45型	〃　―2	〃　―2
〃	―50型	〃　―3	〃　―3

○北陸地方整備局告示第八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月四日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
新発田市三日市字小島三九〇番五から同市上館字道下一四五番一まで	前	一五・〇二～一七・八四メートル
	後	一五・〇七～一八・八六　〇・三九八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十月四日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　北部大阪都市計画道路事業三・二・二百七―二号十三高槻線

三　事業施行期間　自平成二十五年十月四日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　大阪府高槻市井尻一丁目、井尻二丁目、道鵜町六丁目、野田東二丁目、東天川四丁目及び東天川五丁目地内

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第百四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月四日

中国地方整備局長　栗田　悟

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百九十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
宇部市亀浦三丁目四六八六番四地内	前	三四・〇〇～三九・五〇メートル
	後	三四・〇〇～三九・五〇　〇・〇〇五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百四十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月四日

中国地方整備局長　栗田　悟

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百九十号	宇部市亀浦三丁目四六八六番四地内	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十月四日

○北海道開発局告示第百七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月四日

北海道開発局長　澤田　和宏

一　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
千歳市祝梅四六三番三から北海道夕張郡長沼町一〇番一三まで	前	A　一〇・九一～五〇・〇〇メートル B・C・D・E・F・G　二〇・五〇～三二・〇〇　一〇・八一一キロメートル	上記A・B・C・D・E・F及びGは、関係図面に表示する敷地区分をいう。
	後	A　一〇・九一～五〇・〇〇　一一・二四六 B・C・D・E・F・G　二〇・五〇～三二・〇〇　一〇・八一一	
北海道夕張郡長沼町八八三番四地先から同道空知郡南幌町二七二六番二まで	前	A　八・五〇～三七・〇〇　一六・九五六 B　八・五〇～三七・〇〇　一六・九五六 三九・八九～二〇六・三一　二・八〇六	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地区分をいう。
	後	A　八・五〇～三七・〇〇　一六・九五六 B　八・五〇～三七・〇〇　一六・九五六 三九・八九～二〇六・三一　二・八〇六	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部